

災害発生時における学校施設の避難所等利用に関する覚書

宇土市（以下「甲」という。）と熊本県立宇土中学校・熊本県立宇土高等学校（以下「乙」という。）は、「災害発生時における学校施設の避難所等利用に関する基本協定書」第2条の規定に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（受入人数の目安）

第1条 指定避難所に収容できる避難住民等の収容人数は、300人を目安とする。

（マニュアルの整備）

第2条 甲は、マニュアルにおいて、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 災害時対応及び役割分担
- (2) 要員の確保
- (3) 連絡及び運営体制
- (4) 緊急対応に関する意思決定の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、避難所等設置運営に関し必要な事項

（利用できる学校施設及び設備等の範囲）

第3条 宇土市地域防災計画に基づき設置する避難所（緊急避難場所を含む。以下「避難所等」という。）として利用できる学校施設及び設備等は、次の各号に掲げる避難所等の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定避難所 体育館及びこれに付随する乙の学校設備
- (2) 指定緊急避難場所 グラウンド（第3グラウンド含む。）及びこれに付随する乙の学校設備

2 大規模災害等でその他の学校施設の利用が必要な場合は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

（物資の備蓄及び配給）

第4条 甲は、飲料水及び食料の備蓄に努め、避難所等を開設している期間と人数に応じて、平等かつ効率的な配給を実施するものとする。

（施設及び設備の整備並びに調達）

第5条 甲は、乙からの求めに応じ、乙の学校施設が災害時に避難所等として円滑に使用できるよう、施設及び設備の整備並びに調達に努めるものとする。

（避難所等開設等訓練及び研修）

第6条 甲が実施する避難所等開設その他実践的な訓練及び研修については、宇土市避難所等設置運営マニュアルに掲げるとおりとする。

(教育活動の早期再開への配慮)

第7条 甲は、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所等としての機能が応急的なものであるとの認識の下、教育活動の早期再開を前提とした避難所等の縮小・集約化・閉鎖の具体的なシミュレーションを明示するものとする。

(損害賠償及び費用負担)

第8条 甲は、避難所等として利用した際に発生した損害の賠償に当たっては、避難住民によるもののほか、支援物資の搬入、ボランティア、慰問活動その他避難所等利用に関連して発生する一連の活動による場合も、原則としてその対象とする。また、損害に係る賠償額及び費用負担の算定並びに支払いに係る手続については、避難所等の利用終了後、できる限り速やかに対応するよう努めるものとする。

(覚書の有効期間)

第9条 この覚書は、締結の日から施行し、甲又は乙から解除の申出がない限り継続するものとする。ただし、内容については、定期的に相互で確認・点検に努めるものとする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方署名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年3月25日

(甲) 宇土市浦田町51番地

宇土市

宇土市長

元松茂樹



(乙) 宇土市古城町63番地

熊本県立宇土中学校

校長

福田刑昭



宇土市古城町63番地

熊本県立宇土高等学校

校長

福田刑昭

